

令和3年10月1日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第2号に該当する小型機船
底びき網漁業 手繰第2種えびこぎ網漁業につき、佐賀県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定めましたので、お知らせします。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
えびこぎ網漁業	佐賀県玄海海域	別記 漁業時期	48キロワット以下 (漁業調整用エンジン15馬力以下)	5トン未満	33隻 ただし、令和3年 9月30日現在の許可 枠残は4隻	別記 漁業を営む者の資格

別記 漁業時期

- 31キロワット以下（10馬力以下）の船舶（出力管理装置により31キロワット以下（10馬力相当）に減馬力した船舶を含む。）については、1月1日から1月31日まで及び3月1日から12月31日まで
- 32キロワット以上（11馬力以上）の船舶（出力管理装置により31キロワット以下（10馬力相当）に減馬力した船舶を除く。）については、1月1日から1月31日まで及び4月1日から12月31日まで
- 玄海町、旧肥前町又は伊万里市地区のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者については、1月1日から1月31日まで及び3月1日から12月31日まで

別記 漁業を営む者の資格

- 旧浜玉町、旧唐津市、旧呼子町、旧鎮西町、玄海町、旧肥前町又は伊万里市のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。又は、上記以外の地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者のうち、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者。
- 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者
- 適切な資源管理を実践できる者
- 漁業の生産力の向上に努めようとする者

2 申請すべき期間

- 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和3年10月1日から令和3年10月8日までとする。
- 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が、33件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 令和7年11月28日までの期間において、合計数が33件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。